現状の取組状況の共有とりまとめについて

### 別紙一1

### 現状の取組状況の共有とりまとめについて ① 情報伝達、避難計画等に関する事項

	<	ш	O	D	ш	ш	g	Ι	ı	7	¥	١	Σ	z
新用一名 PF	<b>がいて环起</b> ●浸水想定区域図等が水害リスクとして認識されていないことが懸念される。	<ul><li>●浸水想定区域図の計画外力規模に差があり、混乱を招くことが 懸念される。</li></ul>	<ul><li>●洪水予報等の防災情報の持つ意味や防災情報を受けた場合の対応について認識されていないことが懸念される。</li></ul>	<ul><li>●洪水予報等の文案における浸水するおそれがある区域の記載が市町村名のみであり、避難すべき地区が分からない。</li></ul>	●水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりI<くい。	<ul><li>●避難に要する時間(リードタイム)が実態に合ったものになっているかが懸念される。</li></ul>	<ul><li>●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。</li></ul>	<ul><li>●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る 場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。</li></ul>	<ul><li>●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、 住民等に十分に認知されていないおそれがある。</li></ul>	<ul><li>●ホームページ等で各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。</li></ul>	<ul><li>◆大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況が考えられる。</li></ul>	●災害時のメール配信は、一部の利用にとどまっているため、利用者の拡大が求められる。	●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。	<ul><li>災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。</li></ul>
+						・避難動告等の発令に関する基準 を定め、地域防災計画に具体的な 警戒水位等まで明示している。	(1)避難所 妙高市地域防災計画にて指定、HP により周知。小中学校、コミュニティ センターなどの公共施設が主。	(2) 避難経路   洪水ハザードマップ等により避難所   や避難経路について、確認してお   4、指定経路の公表までは行って		(1) 避難準備情報・避難勧告・避難 指示の所達 ・ ゆ高市ホームページ ・ サイレン、警 ・ チょうこう安全・安心メール ・ エリフメール、実急進報メール	・標識 ・ 広報車 ・ テレビ (炒面チャンネル) ・ ラジオ・ 有線 放送 ・ 自主防災組織 ・ 警察署、消防署・消防署・	<ul><li>(2) 日頃の備えなどの周知・砂高市ホームページ・バサードマップ・バサードマップ・バナーブンレッ・リーフレットの配布・自立防災組織等・自立防災組織等</li></ul>		基本方針 (強難誘導者、移動手段、推と協力して誘導するか)は地域的災計画で定められている。
#== # *	T.W.					・避難動告等の発令に関する基準 を定め、地域防災計画に具体的な 警戒水位等まで明示している。	(1) 避難所 糸魚川地域防災計画にて指定、HP により周知。小中学校、コミュニティ センターなどの公共施設が主。	) 避難経路 共水ハザードマップ等により避難 や避難経路について、確認して へ。(指記経路の公表までは行う いた、)	000	(1) 避難準備情報・避難動告・避難 (指示の伝達 ホームページ・安心安全メールの糸魚川・安心安全メールの糸魚川・広報車、防災行政無線・消耗回る 消防署・警察署・町内会・「一町内会長)	・自主防災組織 ・ケーブルテレビ ・ランプルテレビ ・ランプルテレビ ・アラン で ・災害時避難イール ・災害時避難イリン ・災害時避難イリン	2 日頃の備えなどの周知糸魚川市ホームページ・パケードマップ・パゲードマップ・防災ガイドブック・避難所マップの一部投ガイドブック・避難のである。 おびだよりやパンフレット類の発	行 ・防災訓練の実施 ・近書時が組織等 ・災害時避難行動要支援者要援護 者避難支援ブラン	基本方針・凝雑誘導者、移動手段、雑と協力して誘導するか)は地域防災計画で定められている。
+	글 원					避難勧告等の発令に関する基準 定め、地域防災計画に具体的な 減水位等まで明示している。	)避難場所 ・越市地域防災計画にて指定、HP ・より周知。小中学校、コミュニティ ・ンターなどの公共施設が主。	)避難経路 t水ハザードマップ等により避難f b避難経路について、確認してお 。(指定経路の公表手では行って	) 0 6	「) 遊難準備情報・遊難勧告・遊難 も元の広遠 ホームページ 上越市安全メール (要登録) 広範重、防災行政無線 所の国、消防署、警察署、町内会	自主防災組織 有線放送 上越ケーブルビジョン エフエム上越76.1MHz エリアメール、緊急速報メール 避難行動要支援者登録制度	(2) 日頃の備えなどの周知・上越市ホームページ・パサードッグ・パケードッグ・ でびガイドッグ・ 語雑所マップの 語れ 間和 におが だよりやパンフレット類の第一・ 応災だよりやパンフレット類の第一・	行 ·防災訓練の実施 ·自主防災組織等 ·遼離行動要支援者登録制度	基本方針/凝雑誘導者、移動手段、雑と協力して誘導するか)は地域防災計画で定められている。
01 CV 14	<b>利用の 大利 (利用 )                                 </b>		・県管理の水位周知河川について、基準水位到達情報の提供を行っている。			各市町村の洪水に関する避難情報を発達をしまとりまたり、北陸地方整備。 新潟地方気象台へ情報提供している。	・県管理区間について浸水想 (1 定区域図を作成するなど、自 上 治体が作成するハザードマッ に プの作成支援を実施してい	ð		「河川防災情報システム」に 大の情報・アナム計画・河川水位・ダム諸 皇等の情報を提供している。 河川カメラ画像の提供 住民に対する防災情報等に 住民に対する防災情報等に 独立を踏ま、協力	グラム制作			
447	・遊雑和日の第令判断の目 ・安かな心流危険情報の第 村 安かな心流危険情報の第 村 香物の米子報を高田河川 村 国道津務所と気象台の共同 で実施している。 ・選線 注意報を発表している。	ピークの時間帯、最大雨量な どの予測値を記述)		py int		河川管理者と共同で洪水子 冷泉等にも、 連帯、決量が各級表してい 。「艦東城間、注意が間 「一クの時間等、張大扇脈 「一クの時間等、張大扇脈(				·気象情報等を、自治体や報道機関を通じて住民等へ伝達機関を通じて住民等へ伝達している。				
	4. 元本の (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	〇関川・保倉川(県管理区 に間)及び毎川において計画規 を様か力による漫水奏想定区域のをホームページ等で公開している。	○避難勧告の発令判断の目 安となる氾濫危険情報の発 表等の洪水予報を高田河川 国道事務所と気象台の共同で実施している。保倉川・失	代川・渋江川・正善寺川・柿崎川・姫川・佐川・佐川・佐川・佐川では水位到達情報 の提供により水位周知を実施している。 している。	場合は、高田河川国道事務 所長から沿川自治体の首長 に情報伝達(ホットライン)を 実施している。	○関川及び毎川(国管理区間)における競雑物中等の場合に着目したがる機構が一種の 今に着目したがて動い (タイムライン)を作成している。 総職動もの条令基準や対象 地域を明記している。(国の) 体はな明記している。(国の) 体に対対)	〇自治体の避難計画のため の浸水想定区域図の情報提 供等の支援を実施している。			○回川水位、洪水予報、ライ ページ、機帯電指用ホーム ページ、機帯電指用ホーム ページ、サーブルテレビ、デジ タルテレビのデータ放送など 多様化する情報入手ツール に会か中で提供「バルス」	○条魚川市、妙高市では防 災行政無線や登録制メール 配信により情報提供してい る。			〇避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員 (消防団員)と協力して実施している。
		の五句なり				避難勧告等 の発令基準		避難場所•避難経路				Ta 数なほ 体制や方法		遊難誘体制

る事項	
こ関す、	
2)水防	

	0	۵	Ø	Œ	w	-		
現状と課題	<ul><li>優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定・共有が難しい。</li></ul>	●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で 共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。	<ul><li>●水防団員(消防団員)が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことが懸念される。</li></ul>	●水防活動を担う水防団員(消防団員)は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。	<ul><li>●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分である。</li></ul>	<ul><li>●水防団員(消防団員)の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。</li></ul>		
<b>参画</b> 市	地域防災計画により伝達系統図を定めている。	・洪水予報の通知を受けたとき等、 各通知段階に応じて、水防団が管 轄区間の巡視を行っている。			・水防倉庫備蓄資材ー覧表を砂高 市地域防災計画(資料編)に記載している。 ※妙高市地域防災計画[資料編] ※妙高市地域防災計画[資料編]		・市は、防災の第一次的責任を有 する基礎的地方公共団体として、 り当該地域並びに住民の生命、身体 及び財産を災害から保護するため、特定地方行政機関、指定が失 機関、指定地方で政機関、他の地 有方公共団体及び住民の協力を得て 防災活動を実施する。 市災活動を実施する。 業にの表表を表現して、 標機的に必要な最低限の業務や、 復旧時間と対応策などを定めた包 活的な行動計画して、業務機構 所的は同門のの書か、	する。 ・医療機関の災害時の対応[4、病院防災マニュアルに基づき、直ち 「医療機関護活動が行えるよう体制 を整える。 ※炒高市地域防災計画H26.5より
糸魚川市	地域防災計画により伝達系統図を定めている。	·洪水予報の通知を受けたとき等、 各通知段階に応じた水防担当組織 の巡視行動等を、地域防災計画に て定めている。			·水防資材備蓄一覧表(H274現在)を糸魚市地域防災計画(資料編)に配載している。 ※米魚川市地域防災計画H287 [資料編]P118		・業務継続マネジメント(BCM)能 力の向上を図るとともに業務継続 計画(BCP)に基づき、業務継続 降に写める。 ・災害拠点解認の責務 ・災害拠点病院の責務 ・災害拠点病院の責務 ・災害拠点病院の責務 ・災害拠点病院(地域災害拠点) 所である糸魚川総合病院)は、後 が病院として二、一体災弱場、救護 所、被災地医療機関等からの最等 の受入れを行い、支障が生じた場 の受入れを行い、支障が生じた基	た場合、又は派遣要請がない場合 においても、後状状況等に応じ自 のもかしても、後数は無な、派遣する。 り、拠点となる条照係機関にお が、変言に強い適信手段(衛皇 権電話など)の確保に配慮する。 ※条魚川市地域防災計画に25.7 P150
上越市	地域防災計画により伝達系統図を定めている。	·洪水予報の通知を受けたとき等、 各通知段階に応じた水防担当組織 の巡視行動等を、地域防災計画に て定めている。			・広境的な水防資材の確保の・水防倉庫及び水防資機材の準備 ためのコーディネート制度を 技器している。 画に記載している。 画に記載している。 米防資機材を備 ※上越市水防計画H26.3 P78 水防資機材の不足や劣化		・災害発生時の災害応急対策等の 実施や優先度の高い通洋業務の 継続のため、災害時に必要となる 力員や資機材等を必要は第川に的 値に投入するための事前の準備体 制と事後の対応力の強性を固多必 動があることか。業務継続計画 の策定などにより、業務継続計画 の策定などにより、業務継続計画 次第を組織所 災害を無において後方病院と 災害発生時において後方病院と で、完整点病院、	ラとともに、果から医療教護班の派 護要請があらいをも、また、派遣 請がない場合においても、被災状 労等に応じ自らの判断で医療教護 挺(災害派遣医療ナーム(DMAT) 平常時から体制を整えておく。 ※上越市地域防災計画中6.3より P146、P69
新潟県	・基準観測所の水位により水 防警機を見ている。 ・水防囲 角へが影響迅速 化システムにより情報提供している。 「河川防災情報システム」に より雨量・河川水位・ダム諸 量等の情報を提供している。	・出水期前に、自治体、水防 団等と重要水防箇所の合同 点検を実施している。			・広域的な水防資材の確保のためコーディネート制度を ためのコーディネート制度を 実施している。 ・水防倉庫「木防資機材を備 着している。 ・水防資機材の不足や劣化	状況を毎年確認している。 ・備蓄状況は水防計画に記載 し関係機関へ配布している。		
阿黎中								
北陸地整	体機制所が表す。新潟県が基準機制所の水位により水防 警報を表している。水防回 資産のでは、水防回動)へ水防業報出 速化システムにより情報提供 している。 り次電券生のおたれがある 場合は、高田河川回道事務 所長から3川自治体の直接 下積報経達(ホットライン)をしている。	いるとは、水防団等と河川衛星者がそれぞれ河川巡視を実施している。また、平常時の河川巡視や、出水後の河川巡視や、出水後の河川巡視や、出水後の河川巡視や、出水後の河川巡視などによりスキ	ローアップしている。		〇各機関の水防倉庫等に水 防資機材を備蓄している。 〇水防資材の広域的な応援 体制を確立している。			
画	河川水位 等に係る 情報提供		河川の巡視区間		水防資機材	の整備状況	市 多、 《 》 《 》 《 》 》 》	点場所等の 大書時にお ける対応

別紙一1

⊃

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

	_	
現状と課題	(1) 河川区間の樋門(洪水)  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・水が管理者(市長、消防団長及 ●現状は早期の社会機能回復のために有効な排水計画がないた び上越地域消防毒務組合の長は、め、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する 茨壌後も可能なかぎり氾濫による 必要がある。 被害の拡大防止に努める。 ※妙高市地域防災計画1265より
梦画市	·堤防が決襲し又はこれに準寸る 海筋が発生した全計、市長は ちにその状況を関係機関(国上交 通台高田河川国道事務所長、上設 連台高田河川国道事務所長、上設 市域張興局長、上越地域採明局 高砂防事務所長、保線区長、警察 書長、及び氾濫が予想をわる方向 の隣後水防管理団体その他必要 な団体に通報する。	・水防管理者(市長)、消防団長及 び上越地環消防毒器合の長は、め、既存の対 が実後も可能なかぎり氾濫による。 被害の拡大防止に努める。 ※妙高市地域防災計画に85より 2215
糸魚川市	(1) 河川区間の福門(洪水)	, j.j.
上越市	(1) 河川区間の福門(洪水) ・福門の管理者は、紫電難、注意 部は、水防口(消 ・福門の管理者は、紫電難・注意 部は、水防口 解験等及び洪水を銀、水防警報等が 施設が決壊した 発表されたとき、又は雨量、水位、 状況を関係者 (違 派置等の意象状況を考慮し、洪水 所、糸魚川町 所又は洪水のおそれがあると認め 察署、糸魚川町 上とぎは、各施設の操作規則等に の解禁形可 村及 基づき、的確な操作を行うものとす 体)に通報する。 る。	が迫っていると判断された場合に
新潟県	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
気象凸		
北陸地整	○排水代ン丁車や照明車等 の災害が集車・機器は平 機時から定期的な保守点格 を行うとともに、機械を扱う職 高厚への訓練、教育も実施 し、災害発生による出動体制 を確保している。	
西	排水施設、 排水熔機力	の操作・運用

(4)河川管理施設の整備に関する事項 **項 1 時地窓 5条台** 

	>	×	>-
名の大の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	<ul><li>●計画断面に対して、流下能力が不足している河道があり、洪水により氾濫するおそれがある。</li><li>「より氾濫するおそれがある。</li></ul>	<ul><li>●急流に対して危険箇所があり、洪水により氾濫 (侵食による堤防 決壊)するおそれがある。</li></ul>	<ul><li>●洪水に対するリスクが高いにも関わらず、住民避難等の時間確保に懸念がある。</li></ul>
ショニ			
计三角头			
된			
<b>差面</b> 米	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
日茶式			
<b>子配妈朋</b>	O現状では、関川の境防整 構革が10%、疾角川に36.8% であるが、流下能力が不足している箇所があることがら、 流下能力を確保するための 河道振削を推進している。	○婚川は、急游河川の特性 上、優美に大会様が装めの 窓をはちんでいることから、急 済河川対策としての職庫及び 被国め工の整備を優先的に 権道している。	〇平成27年9月関東 東北 豪商市を刊い、張島的代遣防構 適を工夫する対策して、延 防天罐や裏法尻の保護の必 要性が認識されている。
T T	堤防等河川 管理施設の 現状の整備 状況及び今 後の整備内 容(関川)	塩防等河川 管理施設の 現状の整備 状況及び今 後の整備内 容(梅川)	堤防等河川 管理施設の 現状の整備 状況及び今 後の整備内 容(関川・姫

## ①情報伝達、避難計画等に関する事項

		<b>糸魚川市</b>	<b>参画</b> 市
題の難め	(1) 海維準機制 (1) 海維準機構 (1) 海維準機 (2) 法人等報河川、	指導機構構 的に加工本化位表別所 がに設当する場合に、発令するものとする。 がためらいずれかに記事する場合 に、発令するものとする。 がためらいずれかに記事する場合 正式域の大利が化程制所のが化が選集判断が位である1920mに到達した場合 といらかいすれかに記事を発信 正式域の気象情報、降水短時間予報で、さらに継続して降雨が予想される場 避難判断水位である1920mを超えた状態が1時間継続と場合(場防からの を即しの大期水位程制所の水位が選維判断が位である11930mに到達した場合 に関して制水位程制所の水位が選維制が成である11930mに到達した場合 を即しの大期水位程制所の水位が選維制が成である11830mに到達した場合 を即しの大期水位程制所の水位が選維制が水位である11830mに到達した場合 を即しの大期水位程制所の水位が選維制所水位である11830mに到達した場合 を即しの大期水位程制所の水位が選維制所が位である11830mに到達した場合 を即しの大期水位規制所の水位が選維制所水位である1283mに到達なたを を即しの大期水位規制所の水位が選維制所水位を超えた状態で、記述意水位と再 を提制合 無常動合 最本等が発見された場合 電川の山本水位規制所の水位が選維制所が位を超えた状態で、上流域の気象 を即しの大力が位限制所の水位が選維制所水位を超えた状態で、上流域の気象 を即しの大力が位限制所の水位が選維制所水位を超えた状態で、上流域の気象 を即しの大力が位限制所の水位が選維制所水位を超えた状態で、上流域の気象 を即しの大力が位限制所の水位が選維制が水位を超えた状態で、上流域の気象 を即しの大力が位限制所の水位が選維制が水位を超えた状態で、上流域の気象情報、降水短時間子 を即しの大期水位観測所の水位が温度は、「、 を即しの大力が位限制所の水位が過度大型が一に対して、 を即しの大力が位限制所の水位が過度大型にで、 が成の大力がの中が同川において、洗水配がをある。 がのあるがまたがある場合 がの前に対かの中が同川において、洗水配がを表され、水位規制所 がに間の川に対かの中が同川において、洗水配等が高さる52mに到達するおそれが を加しの大期が位限が高において、光水を観りを表されが高まった場合 を関ーに関する情報が存在が高をは を加しの大の中が同川において、洗水を砂をはでは関末である222mに到達するおそれが高 を自体が、流水の多生に関末のたる場合)で、次のいずれが位限が高いにおいていが同においては表別所の中が可加において、実がな場のを表されが高まった場合 を使用が流がの発生し、またが発生し、拡大のきを持たると自っ がは周知可川以外の中が可川において、異常な漏水を通れるまった。 を使用が流が発生した場合 がは周知可川以外の中が可川において、異常な漏水を通れの中が高まった場合 を使用が流が発生と関係をしまいて浸水が発生し、拡大のきを引が高まった場合 がは同期に対かの中が可川において、実体が建防高に到まする発生と を使用が流が発生と可能のでが高まされる を提供を設するまれが高まった。 がは間が可に対かの中が可川において、実際なるまれが高まった。 がは同か回に対かの中が可川において、実体が表がある場合 がは同か回に対かの中が可川において、大力は関本では関本では関本では関本では関本では関本では関本では関本では関本では関本で	(1) 送籍準機構 (1) 送籍準機構 (1) 記載程金水位に到達(口路注音債権約分奏3) したとき ・市内、上流部3時間雨量90ミル以上 ・投工川(小出業水位機割所)において、水位68、45メートル以上の場合 ・投工川(小出業水位機割所)において、水位68、31メートル以上の場合 ・接工川(小出業水位機割所)において、水位51、31メートル以上の場合 ・接工川(小出業水位機割所)において、水位51、31メートル以上の場合 ・洗工川(小出業水位機割所)において、水位51、31メートル以上の場合 ・洗工川(小出業水位機割所)において、水位51、31メートル以上の場合 ・洗工川(小出業水位機割所)において、水位51、31メートル以上の場合 ・洗工川(小出業水位機割所)において、水位51、91メートル以上の場合 ・洗工川(小出業水位機割所)において、水位51、91メートル以上 ・間川(二子島水位機割所)において、水位51、05メートル以上の場合 ・大加川(小理楽水位機割所)において、水位51、05メートル以上の場合 ・洗工川(小田葉水位機割所)において、水位51、05メートル以上の場合 ・洗工川(小田葉水位機割所)において、水位51、05メートル以上の場合 ・洗工川(小田菜、位機割所)において、水位68、19メートル以上の場合 ・洗工川(小田菜、位機割所)において、水位51、19メートル以上の場合 ・洗工川(小田菜、位機割所)において、水位51、19メートル以上の場合 ・洗工川(小田菜、位機割所)において、水位51、19メートル以上の場合 ・洗工川(小田菜、位機割所)において、水位51、19メートル以上の場合 ・洗工川(小田菜、位機割所)において、水位51、19メートル以上の場合 ・洗工川(小田菜、位機割所)において、水位51、19メートル以上の場合 ・洗工川(小田菜、位機割所)において、水位51、19メートル以上の場合 ・洗工川(小田菜、位機割所)において、水位51、19メートル以上の場合 ・洗工川(小田菜、位機割所)において、水位51、19メートル以上の場合 ・洗工川(小田菜、位機割所)において、水位51、19メートル以上の場合 ・洗工川(小田菜、位機割所)において、水位51、19メートル以上の場合 ・洗工川(小田菜、位機割所)において、水位51、19ネートル以上の場合 ・洗工川(小田菜、位職割所)において、水位51、19ネートル以上の場合 ・洗工川(小田菜、位職・位置が上の場合 ・洗工川(小田菜、位職・位置が上の場合 ・洗工川(小田菜、位職・位置が上の場合 ・洗工川(小田菜、位職・位置が上の場合 ・洗工川(小田菜、位職・位置が上の場合 ・洗工川(小田菜、位職・位置が上の場合 ・洗工川(小田菜、位職・位置が上のまたの場合 ・洗工川(小田菜、位職・位置が上のまたの場合 ・洗工川(小田菜、位職・位置が上のまたの場合 ・洗工川(小田菜、位職・位置が上のまたの場合 ・洗工川(小田菜、位職・位置が上のまたの場合 ・洗工川(小田菜、位職・位置が上のまたの場合 ・洗工川(小田菜、位職・位置が上のまたの場合 ・洗工川(小田菜、位置が上のまたのまたのまたのまたの場合 ・洗工川(小田菜、位置が上のまたのまたのまたのまたのまたのまたの場合 ・洗工川(小田菜、位置が上のまたのまたのまたのまたのまたのまたのまたのまたのまたのまたのまたのまたのまたの
避難場所· 避難経路	、中学校、コミュニティセ ついて、確認しておく。 の注意事項等を、広報 配布、上越市ホーム こより住民に周知徹底 3)より	(1)避難所 条魚川地域防災計画にて指定、HPにより周知。小中学校、コミュニティセンターな どの公共施設が主。 (2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経 路の公表までは行っていない。) (3)避難の考え方、避難所の位置、避難にあたっての注意事項等を、広報誌や防災 ガイドブック、ハザードマップの作成及び配布、糸魚川市ホームページへの掲載、 防災訓練等の実施などの方法により住民に周知徹底を図る。 ※糸魚川市地域防災計画H25.7より(資料編)P166	(1)遊難所 少高市地域防災計画にて指定、HPにより周知。小中学校、コミュニティセ ンターなどの公共施設が主。 (2) 避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認してお は、指定経路の公表までは行っていない。) (3)避難の考え方、避難所の位置、避難にあたっての注意事項等を、広報 誌や防災マップ、ハザードマップの作成及び配布、妙高市ホームページ への掲載、防災訓練等の実施などの方法により住民に周知徹底を図る。 ※妙高市地域防災計画H265より(資料編)P166
住民等への 情報伝達の 体制や方法	・	(1) 起揮年偏信報、避難目子・避難指示の1年達 ・安心安之一ルの条魚川 ・広報車、防災行政無線 ・消防団、消防署・警察署、町内会(町内会長) ・海線放送 ・ラジオ ・緊急逮鞭メール ・災害時避難行動要支援者要援護者避難支援ブラン ・がザードマップ ・のがだよいや、ジンル・難断アップの配布 ・防災がは、いか、シンル・類の発行 ・防災がは、いか、シンル・類の発行 ・防災がは、いか、シンル・類の発行 ・防災がは、いか、シンル・類の発行 ・防災がは、いか、シンル・類の発行 ・防災がは、いか、シンル・類の発行 ・防災がは、いか、シンル・類の発行 ・防災がは、いか、シンル・類の発行 ・防災がは、いか、シンル・類の発行 ・防災がは、いか、シンル・類の発行 ・防災がは組織等 ・対・大いな、シント・対の配布 ・防災がは、いか、シンル・対の発行 ・防災がは、いか、シンル・対の発行 ・防災がは、いか、シンル・対の発行 ・防災がは、いか、シンル・対の発行 ・防災がは、対した、シンル・対の発行 ・防災がは、対した、シンル・対の発行 ・防災がは、対した、シンル・対の発行 ・防災がは、対した、シンル・対の発行 ・防災がは、対した、シンル・対の発行 ・防災がは、対した、シンル・対し、シンル・対し、シンル・対し、シント・対し、シンル・対し、シンル・対し、シンル・対し、シンル・対し、シンル・対し、シンル・対し、シンル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(v) 高雄洋・横肩神・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

# ① 情報伝達、避難計画等に関する事項

通目	上越市	糸魚川市	妙高市
		(1)避難誘導者・避難誘導 ・避難住民の誘導にあたっては自治会、自主防災組織、消防団及び県警察等の協力を得て行い、必要に応じて県に応援を要請する。 対整権行い、必要に応じて県に応援を要請する。 情報発令前に市民等が自主的に避難した場合は、直ちに職員を派遣し必要な支援 有力。 を行う。 で要援護者の避難にあたっては、「糸魚川市災害時避難行動要支援者要援護者避難支援ランに基づき、自治会、自治会、自主防災組織、消防団、消防署、帰警察、 民生委員及び福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難・誘導を 行う。た、情報の伝達漏れや避難できずに残っている避難行動要支援者がいな	(1) 避難誘導者・避難誘導 ・住民等の避難誘導は、市及び県警察が自主防災組織や消防団の協力 を得て実施するが、誘導にあたっては、できるだけ自主防災組織(自治 会、町内会) あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行うものとす る。 ・市長は、災害が発生した場合の各地域等の状況を寿慮し、地区ごとの ・市長は、災害が発生が高導る場合は、あらかじめ住民に周知徹底しておく。 ・警察官が避難誘導する場合は、市、上起地域消防事務組合等と協力 ・大、安全な経路を選定するとともに、所要の装備資機材を活用して行う。 ・住氏が避難した地域に対しては、状況の許す限り警ら、検問所の設置等 を行い、遺留財産の保護やその他の犯罪の予防に努める。
避難誘導 体制	文法者本人の问息の自無にかかわらず、連維で期安文法者名簿を効果 いか品別的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や安否確認を迅速に行い、避難後は要配慮者等の支援窓口となって、県、地域住民、介護保 除事業者 ひび社会福祉施設等との調整を行うなど、地域社会全体で要配 ※糸魚」億者の安全確保を因る。 ・誘導する人の安全が確保されることを前提とした上で、避難行動要支援者をもれなく避難誘導する。	gを行つ。     市地域防災計画H25.7	(災害時要接護者の必認対策 ・市は、災害時要援護者の避難に当たっては、日頃から交際のある近隣 ・市は、災害時要援護者の避難に当たっては、日頃から交際のある近隣 は、自治会等を単位とした集団遊業を行うよう勢める。 避難の誘導に際しては、災害時要援護者を優先するとともに、身体等の 特性に合わせた適切な誘導に配慮する。
	※上越市地域防災計画H27.3より		※妙高市地域防災計画(風水書等共通対策編)H26.5 P180~181

#### ②水防に関する事項

	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 学の	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
水除堤であり	- ABIPにて公開・市HPにて公開・上越市より直接市消防団へ連絡・消防団事務局職員に防災行政無線を通じて各水位超過ごとにメールで通知。状況により水防団へ連絡をする。	・リートリー アルリン (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	・市HPICて公開・市HPICで公開・防災行政無線、消防団無線、有線放送、CATV等コミュニティメディア、FMみようこう、広報車、安全・安心メール(平時から事業者との協力体制を整えておく。)
河川の巡視区間	・水防管理者等は、大雨、洪水に関する注意報・警報等が発表されたとき 及び雪崩又は融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞等、積雪地域特 有の水害が発生し、又は発生のおそがあるときは、次のア、イの危険 箇所等に対して、河川、海岸等の監視及び警戒視を実施するものとす る。また、次のウの状態に注意し、異常を発見止たさは、自身の安全及 び避難を優先してただちに水防作業を実施するともに、河川、海岸等の 管理者に報告するものとする。 (河川施設) ・河川水位が氾濫注意水位に近づいている箇所 ・温夫に報告するものとする。 ・三次被害防止の観点から弱い箇所 ・主要河川構造物の設置個所 ・主要河川構造物の設置個所 ・主要河川構造物の設置箇所 ・主要河川構造物の設置箇所 ・主要河川構造物の設置箇所 ・主要河川構造物の設置箇所 ・主要河川構造物の設置箇所 ・主要河川構造物の設置箇所 ・主要河川構造物の設置箇所 ・主要河川構造物の設置協所 ・主要河川構造物の設置協所 ・主要河川構造物の設置協所 ・主要河川構造物の設置協所 ・主要河川構造物の設置協所 ・主要河川構造物の設置協所 ・主要河川構造物の設置協所 ・主要河川構造物の設置的所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・市、水防団(消防団)及び消防本部は、随時区域内の河川、海岸提防等を巡視・ し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防 等の管理者に連絡して必要な措置を求める。 ・市は、巡視の結果や水防団(消防団)等から連絡のあった水防上危険であると認 かられる箇所の措置を早急に図る。 糸魚川市地域防災計画H25.7P91	・市、水防団(消防団)は、管轄内の河川を巡視し、水防工危険であると認められる箇所があるとさは、直ちに当該河川管理者に連絡して必要な指置を求める。 ・市は、巡視の結果から水防上危険であると認められる箇所について、早急に水防団等と措置を図る。
水防資機材の整備状況	・水防倉庫及び水防資機材の準備状況について、上越市水防計画P78に 水防資機材一覧表を記載 ※上越市水防計画H26.3より P78	·水防資材備蓄一覧表(糸魚市地域防災計画(資料編)(H27.4現在) ※糸魚川市地域防災計画H25.7[資料編]P118	·水防倉庫備蓄資材一覧表を記載 ※妙高市地域防災計画[資料編]H26.5 P631
市 舎、災害 心 が ま が ま が ま が ま が よ が が ま が が ま が が ま が が ま が が ま た が ま が り た り ま た り で ま ま り で り で り て り で し て り で し て り た し た り た り た り た う た う た う た う た う た う た う	・災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続性の確保を図る。、災害拠点病院、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れを行うともに、県から医療救護班の派遣要請がなか場合、また、派進要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班(災害派遣医療于一ム(DMAT)を含む。)を直ちに派遣できるよう、平常時から体制を整えておく。 ※上越市地域防災計画H26.3よりP153、P69	・業務継続マネジメント(BCM)能力の向上を図るとともに、業務継続計画(BCP)に基づき、業務継続の確保に努める。 ・災害拠点病院の責務 ア 災害拠点病院(地域災害拠点病院である糸魚川総合病院)は、後方病院として 立に被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れを行い、支障が生 立に被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れを行い、支障が生 立に持合は県へ支援要請を行う。 イ 県から救護班の派遣要請者があった場合、又は派遣要請がない場合においても、 被災状況等に応じ自ら判断で医療救護班を派遣する。 か 拠点となる医療関係機関においては、災害に強い通信手段(衛星携帯電話など) の確保に配慮する。 ※糸魚川市地域防災計画H25.7 P150	・市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、当該地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、相定公共機関、相定が力、共機関、他の地方公共団体及また、危機関、相定の協力を得て防災活動を実施する。また、危機等象発生時において、継続的に必要な最低限の業務や、復旧時間と対応策などを定めた包括的な行動計画として、業務継続計画のBCP)の整備に努めるものとする。 ・医療機関の災害時の対応は、病院防災マニュアルに基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。 ※妙高市地域防災計画H26.5より

#### ③氾濫水の排水、施設引用等に関する事項 **項 目 ト越市**

鬥	ш	上越市(1)河川区間のダム(洪水)・ダムの管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報等が発	上越市 ※ M II 市 ・	妙高市 ・堤防が決壊し又はこれに準ずる事態が発生したときは、市長は、直ちにその状況を関係機関(国土交通省高田河川国道事務所長、上越地域振	
		表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は 洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的 確な操作を行うものとする。	表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は「魚川警察署、糸魚川駅、被害の及ぶ方向の隣接市町村及びその他必要な団体》に「興局長、上越地域振興局妙高砂防事務所長、保線区長、警察署長)及び 洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的 通報する。 確な操作を行うものとする。	異局長、上越地域振異局妙高砂防事務所長、保線区長、警察署長) 及び 氾濫が予想される方向の隣接水防管理団体その他必要な団体に通報す る。	
		(2)河川区間の樋門(洪水) ・樋門の管理者は、気象警報、注意報等及び洪水予報・水防警報等が発	防団(消防団)及び消防本部は、決壊後も可能な限り氾濫による被害の拡に努める。 ニュー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー	<ul><li>(2) 当該被災区域を管理する上越地域振興局長、妙高砂防事務所長は水防本部及び必要と認める機関に通報する。</li></ul>	
排入商品	九二次 14次、	数されにどさ、又は昭卑、水位、消量寺の丸家水光を呑慮し、洪水時メは・県は、 港水のむそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的 「こ、当意確な操作を行うものとする。 本本、第11ヵ十年は第2人を移わせいまだも。ティスト部略キャキは6~14	豪雨、冼水、洋波、高潮スに高波によって者し、激金な災害が光生しに場合 数災害の発生に伴い浸入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門的 び技術を要する水防活動を行う。	(3) 水防管理者(市長)、消防団長及び上越地域消防事務組合の長は、決壊後も可能なかぎり氾濫による被害の拡大防止に努める。	
排水 貧機材 の操作・運月	排水貧機材 の操作・運用	4の、カリハルルが高、1の吹なみがからついると刊町られた海口によ、福門操作員を速やかに避難させるなど、その安全確保を図るものとする。  ※糸魚	川市地域防災計画H25.7 P93	※妙高市地域防災計画H26.5よりP215	
i		(3)河口・海岸付近の樋門(津波、高潮) ・河口・海岸付近の樋門の管理者は、津波注意報等が発令された場合には安全確保のため樋門操作員に樋門の操作をさせずに避難を優先させるなど、樋門操作員の安全確認を最優先にした管理を行うものとする。			
		※上越市水防計画H26.3より P7.5			